教高第1170-3号

令和２年５月７日

府立学校　校長・准校長　様

教育振興室長

府立学校における臨時休業等の措置について（通知）

標記について、５月５日（火）に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議での決定を踏まえ、児童生徒等の感染及び感染拡大を防止するため、学校保健安全法第20条に基づき、下記のとおりとしますので通知します。

つきましては、別添の「教育長メッセージ」と併せて貴校教職員、児童生徒等及び保護者に周知するとともに適切に対応願います。

また、別添（写し）のとおり、令和２年５月１日付け２文科初第222号により新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について、文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。あわせて、貴校教職員に周知するよう願います。

記

　１　令和２年５月11日（月）から５月31日（日）までの期間を臨時休業とする。

　　　ただし、今後における府域の感染状況等を踏まえ、変更することがある。

　２　「１」の臨時休業期間において、児童生徒等の心身の健康観察を行うとともに生活習慣や学習状況等を把握し、学校再開後の教育活動等を円滑に実施するため、以下のとおり週１回から２回程度の登校日を設定する。

　　(1) 府立高校及び府立中学校は、５月11日の週は１回、５月18日以降の週は段階的に回数を増や

していく。

　　(2) 府立支援学校は、障がい種別の状況等に応じて対応する。（教支第1205号参照）

なお、登校日の設定にあたっては、別紙「臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン」を参照すること。また、各校における登校日設定の状況について後日報告すること。報告様式等、詳細は改めて通知します。

　　　※初回の登校日については、あらかじめ分散登校の方法・内容を検討し、感染防止にかかる体制を構築するとともに、登校日設定の趣旨や感染防止の取組みについて児童生徒等や保護者に十分に周知する期間を確保したうえで設定すること。

※６月１日（月）以降の学校再開の可否については改めて通知する。

※今後、府域の感染拡大の状況により登校日の設定が困難になる場合等を想定し、各校においては、緊急時の連絡体制を整備するとともに、インターネット環境等を活用した学習支援ができるよう準備を進めておくこと。

【問合せ先】　高等学校課　学事グループ

笠松　由紀　・　林田　照男

　　　　　　　　電話　06-6944-6887

支援教育課　学事・教務グループ

田路　早苗　・　内藤　孝彦

　　　　　　　　電話　06-6944-9362

　　　　　　　保健体育課　保健・給食グループ

　　　　　　　　川口　賢志

電話　06-6944-9365